

平成30年第9回農業委員会議事録

平成30年9月25日

長瀬町農業委員会

平成30年第9回農業委員会議事録

開催通知年月日 平成30年9月12日
開催年月日 平成30年9月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 南 勉
閉会時刻宣告者 14時23分 事務局長 南 勉
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		農地利用最適化推進委員
6	高橋 満	第1区域	中井 孝志
7	小菅 辰彦	第2区域	高田 幸好
8	村田 茂	第4区域	齊藤喜久夫
9	坂上 良資		
10	田端 久子		

○遅刻委員 なし

○欠席委員

第3区域 染野 亘志

議事参与者 事務局長 南 勉 主査 村田 和也
主事 峰岸 綾子

会議件名

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請5件について
- (2) 非農地判定について
(農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断)

- (3) 農用地利用集積計画について
- (4) 農用地利用配分計画について
- (5) その他
 - ・ 次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。
ございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。足元の悪い中、ご出席いただきありがとうございます。

なお、今月パトロール、また調査ということで、暑い中大変ご苦労さまでした。いろいろ見て回りますと、大分変わったところもありました。私はちょうど50件行ったんですけれども、最近では家庭菜園の延長というようなことで、大分耕している人が多くなりました。これもいい傾向ではないかと。皆さんちょうど退職した方が多くなってね、いい傾向じゃないかということを感じているところなんですけれども、中には何反歩も借りて耕す、これ本当は集積でいろいろ手続とらなくちゃならないんですけれども、そういう話は今指導しているところなんですけれども、そういう人もいました。

なお、きょうは案件が大変多いようなんですけれども、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

早速会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力のほどよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席委員は13名、定員に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日推進委員でございます染野さんが欠席ということになりますので、よろしくをお願いいたします。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人を指名します。

5番、野原新平委員、6番、高橋満委員を指名したいと思いますが、ご異議ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ございませんので、異議なしと認めます。よって、議事録署名人に5番、野原新平委員、6番、高橋満委員を指名いたします。

◎農地法第5条の規定による許可申請5件について

○議長 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、5件について議題とします。

農地法第5条番号1、———氏の所有地を———氏が太陽光発電建設に転用するために許可申請についての審議を行います。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 議案第1号 農地法第5条番号1についてご説明いたします。

次第を1枚おめくりいただきたいと思います。

番号1、譲受人住所・氏名、———、———
———さん、譲渡人住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字井戸字———、地目は田、面積は316平方メートルの1筆です。転用の目的は、太陽光発電所建設となります。権利の内容は、賃借権の設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、———区内、大手の桜の東にある場所になります。

次に、申請の事由ですが、本土地は地形がほぼ平坦であり、周囲に日射を遮る高木、高建築物等もなく、太陽光発電所建設適地です。地主と交渉した結果、賃貸借により土地を提供していただけることとなったため、再生可能エネルギーの全量買い取り制度により事業化が可能と判断し、選定しましたということです。

次に、計画の内容ですが、次のページの配置図もあわせてごらんいただきたいと思います。土地造成が316平方メートル、工作物は太陽光パネル84枚、発電量は22.0キロワットとなります。

次に、資金計画ですが、————と
いうことです。現在お返ししております申請書に————が添付されておりますので、ご
確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区
域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域
等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地
と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道井戸
84号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員でございます齊藤喜久夫委員のご説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 9月18日に、中川委員と事務局の村田さんと3人で現地確認をさせていた
だきました。説明があったとおり、県道から岩根山に入るところと、今ある釣堀のちょうど
中間のところ、真ん中のところ。僕はここに書いてあるように自分の土地で、自分の
会社に貸すのに地主に交渉というのもないと思うんですけども、何もない荒地であるより
は生産性のある太陽光発電の設置もやむなしかなと、こういうふうに思います。

以上です。

○議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

4番、中川知久委員の説明をお願いいたします。

○4番中川知久委員 4番、中川です。

先日、9月18日ですが、齊藤委員さんと事務局の村田さんと現地確認へ行ってきました。
見てもらうと、案内図を見てもらうとわかるように、昔の白鳥村ですか、一番狭いよう
なところで、真ん中に県道が通っていて、左側がこの間申請が出て工事が始まっていますけ
れども、食堂ができるところで、申請地は岩根山のつつじ園に上る、上り始めたところの道
下の狭い土地でございます。農業によってはできるかもしれないですけども、普通考えて
農業に向いている土地ではないと思いますので、問題はないと思いますが、皆さんにご審議
いただきまして議案がスムーズに進みますようによろしくをお願いします。

○議長 中川知久委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございますか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号2、———氏所有の土地を———氏が駐車場へ転用するための申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局。

○事務局 それでは、次第をまた1枚おめくりいただきたいと思います。

番号2、譲受人住所・氏名、———、———
—さん、譲渡人住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字———、地目は畑、面積は601平方メートルの1筆でございます。転用の目的は駐車場となります。権利の内容は、賃借権の設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、———区内、長瀬駅南側にある場所でございます。

次に、申請の事由ですが、現在使用の私有地をお客様専用駐車場とするため、従業員駐車場をほかに移転する必要がありました。今回の申請地は、当社社長の住宅に隣接しており、管理に利便があり、適地であると判断し、申請に至りましたということです。

次に、計画の内容ですが、次のページの配置図もあわせてごらんください。土地造成が601平方メートル、利用計画は従業員車両、私有車両の駐車場36台となります。

次に、資金計画ですが、———。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、駅から300メートル以内にある農地のため、第3種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道長瀬26号線に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

18日に村田委員と事務局の村田さんと3人で見にいきました。ここは―――ですけれども、―――のことです。社長が住んでいる土地は隣の土地なので、そのほうが管理が行き届くんじゃないかというので借りるらしいんです。

以上です。

○議長 中井孝志推進委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

8番、村田茂委員の説明をお願いします。

○8番村田 茂委員 中井推進委員から説明がございましたが、そのとおりでございまして、社長宅のすぐその隣接地に駐車場を開設ということで、管理の面なんかについても合理的なんじゃないかと、問題ないと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長 村田茂委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号3、―――氏所有の農地を―――氏が資材置き場へ一時転用するための許可申請について審議を行います。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 また次第を1枚おめくりいただきたいと思っております。

番号3についてご説明いたします。

番頭3、譲受人住所・氏名、____、____
____さん、譲渡人住所・氏名、____、____さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字____、地目は畑、面積は1,099平方メートルの1筆です。転用の目的は資材置き場で、一時転用となります。権利の内容は、使用貸借権の設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、____区内、うめだ屋の南側にある場所でございます。

次に、申請の事由ですが、隣接の公共工事における資材置き場等として利用したいため、申請するものですということです。この場所は、昨年度の国道の歩道工事でも一時転用の許可をした場所でございます。

次に、計画の内容ですが、次のページの配置図もあわせてごらんください。土地造成が1,099平方メートル、利用計画は重機5台、コンクリート2次製品20トン、工事車両10台、砕石類20立米となっております。

次に、資金計画ですが、_____。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、国道140号線に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員であります中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 中井です。

18日に村田委員と事務局の村田さんと3人で見にいってきました。村田さんの説明のとおり、工事場所の隣ということにあることなので、前も使ったことはありまして、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

8番、村田茂委員の説明をお願いします。

○8番村田 茂委員 村田です。

中井推進委員のおっしゃるとおり、昨年度一時転用をした土地でございまして、今また返還されて草だらけになっておるといふうな、また工事に、恐らく国道の工事に関連しての資材置き場だと思ふんですけれども、工事をするに適地だと思ふので、問題ないと思ひますけれども、よろしくお祈ひします。

○議長 村田茂委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませぬので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思ひますが、これにご異議ございませうか。ご異議のない方は挙手をお祈ひします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございませぬので、異議ないものと認めませぬ。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号4、———氏所有の農地を———
———氏が駐車場へ一時転用するために許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 また次第を1枚おめぐりいただきたいと思ひませぬ。

番号4についてご説明いたします。

番号4、譲受人住所・氏名、———、———
———さん、譲渡人住所・氏名、———、———さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字長瀬字———、地目は畑、面積は2,235平方メートルの1筆です。転用の目的は駐車場で、一時転用となります。権利の内容は、賃借権の設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、———区内、長瀬幼稚園北側にある場所でございます。

次に、申請の事由ですが、当協会では、紅葉シーズンに月の石もみじ公園にてライトアップを開催しております。ここ二、三年は観光客の数もふえてきて、駐車場不足による近隣の

交通渋滞が問題となってきました。そこで、近隣の渋滞解消のため、土地をお借りし臨時の駐車場を設け、渋滞対策を行いたいため申請するものですということでございます。

次に、計画の内容ですが、次のページの配置図もあわせてごらんください。土地造成が2,235平方メートル、利用計画は来客者車両を40台となります。

次に、資金計画ですが、_____。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、農振農用地区域内にある農地のため、農用地区域内農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道長瀬88号線に接している農地でございます。

なお、農用地区域内農地での転用は原則不許可となっておりますが、例外といたしまして一時転用は認められているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員であります中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 18日に堀口委員と事務局の村田さんと3人で見に行ってきました。ここは一時転用で、紅葉シーズンだけ使う駐車場なんです。もみじ公園から150メートルぐらいかなと思うんですが、道路もしっかりしているし問題ないと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長 中井孝志委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

11番、堀口榮一委員の説明をお願いします。

○11番堀口榮一委員 11番、堀口です。

9月18日、事務局の村田さん、それから推進委員の中井さん、私の3名で現場の確認を行いました。現地は、先ほど中井推進委員からの話があったように、もみじ公園の西側150メートルぐらいにありまして、町道長瀬88号線というのがそのもみじ公園から堀口商店に向かって走っているんですけども、その北側に位置したところにあります。使用期間につきましては、先ほど中井推進委員の話もありました様に、6日後から11月末、シーズン中の見込みということでございます。この土地の東側並びに西側には住宅がありまして、住宅の間の大変広い土地、2反2畝ぐらいある土地でございます。現在は野菜とか果樹等は栽培されておりませんで、年に数回除草がされております保全管理状態の農地であります。駐車場使

用後はもとに復帰して農地として管理するというごさいます。ご審議のほどお願いいたします。

○議長 堀口榮一委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございせんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思ひますが、これにご異議ございせんか。ご異議のない方は挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○議長 ご異議ございせんので、異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条番号5、——氏所有の農地を——氏が駐車場へ転用するため申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、また次第を1枚おめくりいただきたいと思ひます。

番号5についてご説明いたします。

番号5、譲受人住所・氏名、——、——さん、譲渡人住所・氏名、——、——さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字本野上字——、地目は畑、面積は500平方メートルの1筆です。転用の目的は駐車場となります。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、——区内、保健センターの西に約200メートルの場所ございます。

次に、申請の事由ですが、申請地の隣接地(——宅地)に既存する建物を利用し、首都圏から近い長瀬地域に観光客としてやってくる方々の宿泊施設を開きたいが、駐車場がないために、申請地を買い受け駐車場敷地として利用したいというごさいます。

次に、計画の内容ですが、次のページの配置図もあわせてごらんいただきたいと思ひます。土地造成が500平方メートル、利用計画は従業員車両、宿泊者車両の駐車場14台となります。

次に、資金計画ですが、——

—————ということでございます。現在お回ししています申請書に、—————が添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に、農地の区分は、役場から500メートル以内にある農地のため、第2種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域の特定地域内にあり、建築基準法上の2項道路に指定された認定外道路に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます中井孝志委員の説明をお願いします。

○中井孝志委員 18日に事務局の村田さんと小菅委員と3人で現地確認に行きました。この土地は、道路から少し入っているところにある土地なんだけれども、入っていくのは、今のところは2メートル足らずのが入っており、倍にして4メートルにして使用するそうなんです。それと、あとは問題ないと思いますが。

○議長 中井孝志推進委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明を行います。

7番、小菅辰彦の説明をお願いします。

○7番小菅辰彦委員 小菅です。

18日に、村田さんと中井委員さんと私で現地を見にいきました。場所は、フジマートから西のほうに向かって行きますと総持寺というお寺があるんですけども、そのお寺を右に右折しまして大体600メートルぐらいだと思うんですけども、そこの行ったところの左側なんですけれども、現在家が建ってまして、今までそこはスナックをやっていたのです。そこが現在家が建っているんですけども、やめまして、もうかなりたっているんですけども、家はかなり古くなってるんですけども、そこの場所はその建物の西側の山のすぐ下なんですけれども、駐車場にする広さが十四、五台は置けるぐらいのスペースだと思うんですけども、駐車場にするには特に問題はないと思いますので、審議をよろしく願います。

以上です。

○議長 小菅辰彦委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 ご異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

◎非農地判定 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

○議長 続いて、議案第2号 非農地判定 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 また次第を1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第2号 非農地判定についてご説明いたします。

番号1、所在地、大字岩田字————、地目は畑、農振区分は青地、面積は366平方メートル、所有者は——さんでございます。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、——区内、白鳥神社の南西に約200メートルの場所となります。現況写真も添付させていただいておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

今回の非農地判定は、所有者の方から農地に該当しないことの証明を依頼されたため、判定を行うものです。現場につきましては、担当区域の推進委員さん、農業委員さんと現地確認を実施しております。

非農地として判断する基準といたしましては、その土地が森林の様相を呈していたり、山林に隣接して山林化しており、農地に復元するための物理的整備が著しく困難な場合、またはこの土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと認められる場合に、農地に該当しないものが非農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

- 齊藤喜久夫委員　こちら18日に高橋委員さんと村田さん、3人で現地確認させていただきました。今説明あったとおり、ちょうど井戸と岩田の岩田よりのところで、県道と荒川のちょうど中間に位置します。左側が荒川のがけの上の土地に該当します。写真のとおり山林化しておりまして、今後農地として再生は非常に難しいというふうに思いますので、農地ではないということで判定やむなしと考えております。

以上です。

- 議長　齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

高橋満委員の説明をお願いします。

- 6番高橋　満委員　6番、高橋です。

今月の18日に齊藤委員、それから事務局の村田さんと現地確認に行つてまいりましたので、ご説明いたします。

この畑は、荒川寄りのがけの上にあるような畑でございまして、周囲の畑から一段低くなっておりまして、くぼ地のようなところでございます。雑木が生えておりまして、それと雑草とつる草が絡んで畑が見えないような状況でございました。それから、畑に入る道もよくわからないような状況のところでございます。

以上で説明終わります。

- 議長　高橋満委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長　質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は非農地と判断することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

- 議長　全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は非農地に決定し、対象者に非農地通知を、関係機関に一覧表を送付いたすことに決定しました。

◎農用地利用集積計画について

◎農用地利用配分計画について

○議長 続いて、議案第3号、議案第4号については関連がありますので、まとめて説明いただきます。

議案第3号 農用地利用集積計画について、議案第4号 農用地利用配分計画について議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 そうしましたら、また次第を1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第3号 農用地利用集積計画について、議案第4号 農用地利用配分計画についてご説明いたします。

議案第3号、議案第4号は、農地中間管理事業に関連する案件のため、まず農地中間管理事業について説明をさせていただきます。

農地中間管理事業は、農地中間管理機構が農地の所有者から農地を借り受け、地域で農地の借り受けを希望する者を公募し、応募があった者の中から適切な貸し付け相手を選定し、貸し付けを行う事業になります。埼玉県では、公益社団法人埼玉県農林公社が農地中間管理機構として指定を受けております。

中間管理機構が農地を借り受けるに当たっては、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構が農地を借り受け、農地中間管理機構から借り受けを希望する者に貸し付けるに当たっては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画により中間管理機構が貸し付けることとなります。農用地利用集積計画は町が定めるものですが、計画を定めるに当たっては農業委員会の決定を得る必要があります。議案第3号は、この農用地利用集積計画を定めるために農業委員会の決定を求められるものでございます。

また、農用地利用配分計画は農地中間管理機構が定めるものですが、計画を定めるに当たり農業委員会の意見を聞き、市町村が計画案を定めるものとされております。議案第4号は、この農用地利用配分計画案を定めるため、農業委員会の意見を求められているものでございます。

以上で農地中間管理事業の説明は終わらせていただきまして、議案第3号の説明をさせていただきます。本件は、農地中間管理事業として、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

それでは、計画の内容を説明いたします。

借受人住所・氏名、————、————
—さん、貸付人住所・氏名、番号1が————、————さん、番号2
が————、————さん。権利を設定する土地は、所在地、——さんは大
字本野上字————の3筆、——さんは大字本野上字————
—の1筆です。地目はいずれも台帳は田、現況は畑、面積は——さんが上から520、485、
217の3筆、——さんが998平方メートルのうち400平方メートルの1筆となります。次に、
設定する利用権ですが、——さん、——さんともに利用権の種類は賃借権の設定となります。
内容はブドウの栽培でございます。始期、存続期間については、平成31年1月1日から平成
50年12月31日までの20年間になります。賃借料は、————となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いしたいと思います。場所は、——
—内の長瀬果樹園の土地でございます。

続きまして、またページを1枚おめくりいただきたいと思えます。

続きまして、議案第4号 農用地利用配分計画について説明をいたします。

議案第3号は、農地所有者から埼玉県農林公社が農地を借り受けるための利用権の設定を
決定していただくものでございますが、議案第4号は、埼玉県農林公社が借り受けを希望す
る者に対し貸し付けるための農用地利用配分計画について、町からの依頼により意見を求め
られ審議をお願いするものでございます。意見を求められている事項は、農地の全てを効率
的に利用して耕作等の事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必
要な農作業に常時従事する見込みであるか、受け手希望者への農用地の貸し付けの適否など
について判断をお願いするものです。

それでは、計画の内容を説明します。

賃借権の設定等を受ける者の氏名・住所、——さん、————、——
さんは長瀬果樹園を経営されております。賃借権の設定等を受ける土地は、議案第3号で決
定していただく土地と同様で、大字本野上字————の
4筆でございます。現況地目は畑、面積は上から520平方メートル、485平方メートル、217
平方メートル、998平方メートルのうちの400平方メートルとなります。この土地について、
現に農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者はありません。設定する権利です
が、権利の種類は賃借権の設定、利用内容は樹園地、具体的にはブドウでございます。賃借
期間は、始期は平成31年1月1日、終期は平成50年10月31日、期間は20年間でございます。
次が、借賃は————とな

ります。支払い方法は、—————となっております。

——さんは、長瀬果樹園でブドウ園を経営しており、この土地も既に—————さんとの相対で利用権設定されている土地も含むものであり、貸し借りの方法が農地中間管理機構に変更するものであるため、計画案については特に意見はないものと考えております。

なお、本件につきましては、町では農業委員会の意見を聞いた後、計画案を埼玉県農林公社へ提出し、埼玉県農林公社が計画を決定し、埼玉県知事が認可、公告を行い、賃借権が設定されるようになります。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

○齊藤喜久夫委員 ちょっといいですか。わからないので教えてもらいたいですけれども、今現在、この——さん同士で貸し借りしているわけですね。それを農地中間管理機構を入れることでどういうメリットが発生するんですか。

○事務局 メリットということなんですが、こちら一般的には農地中間管理機構を入れることによって、こちら畑の貸し手が今お2人いるわけなんですけれども、そのお2人が中間管理機構と契約をすることで、—————さんも今度は、今まではお2人と契約していたのが中間管理機構1つと契約することになりますので、その契約等が簡素化される。また、その中間管理機構、半分公共みたいなものですから、信頼感もあるのかなという……

○齊藤喜久夫委員 単純に相手が2人が1つになるよと、それだけがメリットというか、効果的な部分になるんですね。その税金だとか、要は30年の契約ですよ。20年か。いずれにしても、そういう長い契約になると、何か税法上の問題とか、そういうのは出てこないんですか。

○事務局 税法上は特にはないと思います。

○齊藤喜久夫委員 単純にわからないので教えてもらいたかっただけなので。

○事務局 あとは、正直、県のほうもこの事業を推進したいということもあります。

○齊藤喜久夫委員 実績づくりの一環になるというのはわかるんですけども、そのぐらいですか。

○事務局 そうです。

○齊藤喜久夫委員 わかりました。すいません。余分な質問で申しわけないです。

○2番櫻井 汪委員 いいですか。

○議長 はい2番。

○2番櫻井 汪委員 それは、要するに1対1だとトラブルになったときに持って行き場ないし、あずけておけば安心して貸せるということでやっているんじゃないですかね。そういうことですよね。

○事務局 そのとおりだと思います。場所によっては、田んぼとか大きくやられているところは多くの地権者がいて、そこ相対で貸し借りをしていたようなところがあるんですけども、そういったところに1つでまとめて借り受けて、それを使いやすいように配分していくというようなことがありまして、そのためには中間管理機構が入ることによってトラブルがさけられる。

○齊藤喜久夫委員 この間研修、北川辺でそういうやつをやってきましたよね、北川辺の田んぼで。そういうことというのは理解できるんですけども、今やっているのに、別にトラブルが発生する要素というのが、中間管理機構を入れれば解消するとはとても思えないんですけども、そこが疑問だただけなんです。賃料が極端に高くなるとか、期間が長くなるだとか、そういう目に見えるメリットというのが理解できなかったのでもちよっとお聞きした。しません。

○議長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより採決を行います。

議案第3号 農用地利用集積計画についてに対する採決を行います。

本件は、申し出のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は申し出のとおり決定いたします。

続いて、議案第4号 農用地利用配分計画についてに対する採決を行います。

本件は、配分計画案について意見なしと報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は配分計画案について意見なしと報告したいと思います。

以上、議案の審議を終了いたしました。

◎その他

○議長 次のその他でございますが、10月の委員会日程でございます。10月の委員会は、25日木曜日午後1時30分からしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

では、10月25日木曜日午後1時30分から行いたいと思います。

事務局から何かございますか。

○事務局 先月の農地転用許可の状況ですが、農地法第4条の1件につきましては、9月19日付で許可となっております。

以上でございます。

○議長 以上、本日議案を終了いたします。

これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後2時23分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

平成30年9月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 野 原 新 平

署名委員 高 橋 満